

事務連絡
平成29年1月25日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

平成29年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

平成29年度の国の予算につきましては、平成28年12月22日、閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成29年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 赤坂

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の予算等

政府は、平成28年11月29日に「平成29年度予算編成の基本方針」(別添資料第1)を閣議決定するとともに、12月20日に「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(別添資料第2)を閣議了解し、これに基づいて同月22日、平成29年度予算政府案(別添資料第3)を閣議決定した。

1 平成29年度予算は、「平成29年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

(1) 基本的考え方

- ① 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成27年10月からはアベノミクスの第2ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」(戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ)を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。
- ② これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDPは名目、実質ともに増加しており、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は着実に改善し、経済の好循環が生まれている。
- ③ 他方、経済の先行きについては、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、生まれはじめた好循環を腰折れさせることのないように、施策を実施していく必要がある。
- ④ 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現と平成32年度(2020年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。
- ⑤ 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。

第一の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第二の矢である「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

- ⑥ 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。
- ⑦ 我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議。以下「改革工程表」という。）に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していく。

(2) 予算の編成についての考え方

- ① 平成29年度予算編成に向けては、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

- ② 一億総活躍社会は、実現段階に入る。誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創り上げるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、その取組を加速する。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災

対応の強化を着実に進める。

- ③ 平成29年度予算は、「経済・財政再生計画」の2年目に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- ④ 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、ワイズスペンディングの考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、「見える化」の徹底・拡大に取り組む。また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

- 2 このような方針に基づいて編成された平成29年度の一般会計予算の規模は、97兆4,547億円（前年度比7,329億円、0.8%増）で、基礎的財政収支対象経費は73兆9,262億円（前年度比8,165億円、1.1%増）となっている。

財政投融资計画の規模は、15兆1,282億円（前年度比1兆6,471億円、12.2%増）となっている。

また、「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成29年度の国内総生産は553.5兆円程度、名目成長率は2.5%程度、実質成長率は1.5%程度となるものと見込まれている。

第2 地方財政対策

1 通常収支分

平成29年度においては、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。その概要は次のとおりである。

(1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、前年度に比し4,011億円、0.7%増の6兆803億円と、平成28年度地方財政計画を上回る額を確保することとしている。

(2) 財源不足とその補填措置

平成29年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が高水準であるものの伸びが鈍化している中で、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、交付税特別会計における前年度からの繰越金がないこと、社会保障関係費の自然増が見込まれることなどにより、6兆9,710億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来22年連続して「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、平成29年度から平成31年度までの間は、平成28年度までと同様、建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお財源不足が生じる場合には、これを国と地方が折半して補填することを基本として対処することとしたところである。この場合において、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算（臨時財政対策特例加算）により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、地方交付税法第6条の3第2項の制度改正としてこれらの措置を講じ、所要の法律改正を行うこととしたところである。また、交付税特別会計借入金については、平成29年度から平成31年度までは各年度4,000億円を償還、平成32年度から平成36年度までは償還額を1,000億円ずつ増額し、平成

37年度から平成64年度までは各年度1兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施することとしたところである。

上記の考え方にに基づき、平成29年度の財源不足額6兆9,710億円のうち、「折半対象以外の財源不足」については、

- ア 公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発 7,900億円
 - イ 地方交付税の増額 1兆3,707億円
 - （ア）平成28年度以前の地方財政対策等に基づき地方交付税法の定めるところにより平成29年度に加算することとされている額（以下「既往法定分」という。）等の交付税特別会計への繰入れ 6,307億円
 - （イ）交付税特別会計剰余金の活用 3,400億円
 - （ウ）地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 4,000億円
 - ウ 平成29年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還の一部繰延べ 1,000億円
 - エ 地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行 3兆3,802億円
- により補填することとした。その上で、これらを除く、1兆3,301億円について、国と地方が折半してそれぞれ補填措置を講じることとしている。その他の留意点は以下のとおりである。

- ① 国の一般会計からの既往法定分等の加算額6,307億円の内訳は、地方交付税法附則第4条の2第2項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額3,807億円及び投資的経費（単独）と一般行政経費（単独）の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分について、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとされた額2兆9,224億円のうちの2,500億円であること。
- ② 折半対象財源不足額（1兆3,301億円）のうち国負担分6,651億円については、臨時財政対策特例加算により補填措置を講じることとしていること。

③ 平成29年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額のうち地方負担分（6,651億円）に、地方の負担である過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る次の発行額等の合算額（3兆3,802億円）を加えた4兆452億円とすることとしていること。

ア 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額等 3兆2,527億円

イ 交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額 820億円

ウ 交付税特別会計借入金の償還のため発行する額（かい離是正分加算2,500億円を控除した額） 1,500億円

エ 地方交付税法附則第4条の2第3項等に基づき平成29年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な負担調整を行う観点から発行する額 2,355億円

オ 交付税特別会計剰余金の活用により平成29年度の地方交付税を増額した額に相当する額 △3,400億円

(3) 地方交付税の総額

平成29年度の地方交付税の総額は1兆6兆3,298億円（前年度比3,705億円、2.2%減）となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 一般会計 1兆5兆4,343億円

ア 地方交付税の法定率分等 1兆4兆1,385億円

（ア）所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分 1兆4兆5,195億円

（イ）国税決算当該年度精算分 △1,455億円

（ウ）国税減額補正精算分（平成20、21、28年度）
△2,355億円

イ 一般会計における加算措置 1兆2,958億円

（ア）折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等）
6,307億円

（イ）臨時財政対策特例加算 6,651億円

② 特別会計 8,955億円

ア 地方法人税の法定率分等	6, 375 億円
（ア）地方法人税の法定率分	6, 439 億円
（イ）地方法人税決算当該年度精算分	△64 億円
イ 交付税特別会計借入金償還額	△4, 000 億円
ウ 交付税特別会計借入金支払利子	△820 億円
エ 交付税特別会計剰余金の活用	3, 400 億円
オ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	4, 000 億円

また、平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額（4億円）については、新たに平成43年度及び平成44年度の地方交付税の総額に加算することとし、その旨法律に定めることとしている（法定加算）。

(4) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）附則第14条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰り入れることとし、「まち・ひと・しごと創生事業費」を中心とした財源に活用することとしている。

なお、交付税特別会計に繰り入れる額は、平成29年度に活用することとしていた1, 000億円に加え、平成29年度から平成31年度までの3年間で8, 000億円以内（総額9, 000億円以内）とし、平成29年度は4, 000億円を繰り入れることとしている。

(5) まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、前年度同額の1兆円を計上することとしている。

(6) 地方財政の健全化

地方財政の健全化を図る観点から、以下の取組を行うこととしている。

- ① 交付税特別会計における前年度からの繰越金がない中で、臨時財政対策債の発行について、概算要求時点で見込まれた4兆7, 164億円（前年度比9, 284億円増）を可能な限り抑制し、4兆452億円（前年度比

2, 572億円増)となること。

- ② 交付税特別会計借入金について、前年度と同額の4, 000億円を償還することとしていること。

(7) 地方税制改正

平成29年度地方税制改正においては、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税等の見直しや居住用超高層建築物に係る固定資産税等の新たな税額算定方法の導入などの措置を講ずることとしている。

(8) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（平成29年度地方財政計画ベース）は8兆6千6百10億円程度（前年度比8, 500億円程度、1.0%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は7兆6千300億円程度（前年度比7, 100億円程度、1.0%程度増）となる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は6兆2千803億円（前年度比4, 011億円、0.7%増）となる見込みであり、一般財源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額（交付団体ベース）は6兆2千703億円（前年度比4千111億円、0.1%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は10.6%程度（前年度10.3%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成29年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は1兆9千480億円程度（前年度末1兆9千751億480億円、前年度比2兆6千400億円程度減）となる見込みである。

2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、平成28年度からの復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれ

ぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

(1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（平成29年度地方財政計画ベース）は1兆2,800億円程度となる見込みである。

また、復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税により、以下に掲げる地方負担分等を措置することとしている。

① 直轄・補助事業に係る地方負担分（公営企業債及び公営住宅建設事業債の対象となる地方負担額並びに農地農林施設に係る地方負担額のうち受益者負担により賄うこととされている地方負担額（以下「措置対象外地方負担額」という。）を除く。）

② 地方単独事業分

ア 単独災害復旧事業に係る経費

イ 「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に係る経費等

③ 東日本大震災への税制上の対応として、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組の推進を図るために講じる以下に掲げる税制上の臨時特例措置等に伴う減収分

ア 「地方税法」（昭和25年法律第226号）等に基づく特例措置分

イ 条例減免分

ウ 「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年法律第122号）及び「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）（以下「復興特区法等」という。）に基づく特例措置分

(2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（平成29年度地方財政計画ベース）は、947億円となる見込みである。

第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 平成29年度の国内総生産の成長率は、名目2.5%程度、実質1.5%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済財政再生計画改革工程表2016改定版」（平成28年12月21日経済財政諮問会議。以下「改革工程表改定版」という。）に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を踏まえ、各地方公共団体においては積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。また、引き続き、地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表に取り組むこととしていること。
- (2) 自治体クラウドについては、改革工程表改定版において、平成29年度は、地方公共団体の情報システム運用コストの公表を行うとともに、自治体クラウド導入団体における歳出効率化の成果の公表を行うこととされており、クラウド化による情報システム運用コストの効率化に向け、より積極的に取り組むこと。
- (3) トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組）について、平成29年度においては、平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施するとともに、青少年教育施設管理及び公立大学運営の2業務について、新たにトップランナー方式を導入することとしていること。また、引き続き、地方公共団体への影響等を考慮し、複数年（概ね3～5年程度）かけて段階的に反映するとともに、本庁舎清掃等の9業務について、引き続き小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしていること。

(4) 「まち・ひと・しごと創生事業費」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしていること。

(5) 地方財政の全面的な「見える化」に係る取組として、平成27年度決算から住民一人当たりコストを性質別・目的別で網羅的に公表するとともに、平成29年度決算までにストックに関する情報（公共施設等全体及び施設類型ごとの有形固定資産減価償却率等）を固定資産台帳が整備された地方公共団体から順次、公表することとしていること。

また、予算・決算の対比に関する情報開示について、平成27年度の予算・決算から都道府県・政令指定都市分を一覧性のある形で「見える化」することとしていること。

(6) 公営企業については、事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討並びに経営戦略の策定を通じた経営基盤強化等の取組を推進するとともに、これらについてより的確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

特に、抜本的な改革のうち広域化等の推進に当たっては、水道事業及び下水道事業について、事業統合、施設の共同化、管理の共同化など多様な形態の中から、地域の実情に応じて適切な形での選択に向けて検討が進められるよう、取組を推進するとともに、病院事業について、再編・ネットワーク化等の経営改革の取組を推進することとしていること。

このほか、第三セクター等については、財政的リスク等の調査・公表等により、経営健全化の取組を推進することとしていること。

3 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 定員については、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。

(2) 能力・実績に基づく人事管理については、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）第23条等の趣旨を踏まえ、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」（平成26年8月15日付け総

務省自治行政局長通知)に留意の上、一般職の職員を対象として給与等の処遇へ反映するなど、人事評価を適切に活用すること。

(3) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(平成28年10月14日付け総務副大臣通知)に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。

- ① 地域ごとの民間賃金の水準のよりの的確な公務員給与への反映や官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し等、国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえた給与制度の見直しを引き続き推進すること。また、取組が遅れている地方公共団体においては、速やかに見直しを行うこと。
- ② 地域手当については、上記①において給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。
- ③ 扶養手当について、国においては平成29年度以降、段階的に配偶者に係る手当額を減額し、子に係る手当額を引き上げるなどの見直しを行うこととされている。各地方公共団体においても国の見直しの趣旨を踏まえ、適切に対処すること。
- ④ 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講じること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。
- ⑤ 高齢層職員の昇給抑制措置や昇格時の給料月額を増加額の縮減措置を講じていない団体及び平成18年の給与構造見直しにおける経過措置額を廃止していない団体については、必要な措置を講じること。
- ⑥ 等級別基準職務表に適合しない級への格付けを行っている場合、その他実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めている場合(いわゆる「わたり」を行っている場合)等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。
- ⑦ 地方公務員法においては、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その

他の人事管理の基礎として活用するものとされている。これを踏まえ、特に、勤勉手当の支給や昇給について、人事評価の結果を反映せずに一律に行うなどの不適正な運用がある場合には、速やかな是正を図ること。

⑧ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。

(4) 退職手当については、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）等について」（平成26年11月19日付け総務省自治行政局公務員部長通知）を踏まえ、国に準じて必要な措置を講じること。

(5) 給与及び定員の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。

(6) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを図るとともに、積極的に事業の実施状況等の公表を行うこと。

4 一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進することとされているが、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 保育士及び介護人材等の処遇改善について、次の措置を講じることとされており、その地方負担（961億円）について、地方交付税措置を講じることとしていること。

① 保育士等について、全ての職員を対象に2%の処遇改善を行うとともに、技能・経験を積んだ職員に対して追加的な処遇改善を行うこと。また、放課後児童クラブ及び児童養護施設等の職員についても、それぞれの業務等に相応の処遇改善を行うこと。

② 介護人材及び障害福祉人材について、臨時の報酬改定を行い、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施すること。

なお、新制度のスタートに当たり、処遇改善を着実に実施するための周知・広報等に要する経費について、全額国費（128億円）による措置を講じることとされていること。

(2) 保育士修学資金貸付等事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業及び介護福祉士修学資金

等貸付事業については、平成27年度補正予算（第1号）及び平成28年度補正予算（第2号）において、都道府県から社会福祉協議会等に貸付事業資金を支出するために必要な経費が措置されたところであるが、貸付事業に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- (3) 多子世帯・低所得世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減のために実施する幼児教育無償化に向けた取組の段階的な推進に係る幼稚園就園奨励事業及び子ども・子育て支援新制度の拡充に伴う地方負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。
- (4) 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉司の地方交付税措置について、平成28年度に道府県の標準団体で3名増員したことに加え、更に2名増員することとしていること。
- (5) 公共施設における男女別トイレ、授乳室、託児室等の整備について、地域活性化事業債の対象とすることとしていること。

5 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、策定した公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別の公共施設等の今後の在り方を十分に検討の上、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定を進めるとともに、両計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に進めていただきたい。また、「公共施設マネジメントの一層の促進について」（平成28年11月7日付け総務省自治財政局財務調査課長通知）を踏まえ、他団体の取組も参考にしながら公共施設等総合管理計画の一層の充実を図るとともに、保有資産情報の公表と有効活用についても積極的に取り組んでいただきたい。

これに関し、公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として計上している現行の「公共施設等最適化事業費」（平成28年度計上額2,000億円）について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）に要する経費を追加するなど内容を拡充し、地方財政計画の投資的経費（単独）に新たに「公共施設等適正管理推進事業費（仮称）」（平成29年度計上額3,500億円）として計上することとし、所要の地方財政措置を講じることとしている。

6 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円（前年度同額）を計上している。

なお、対象事業については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化、消防機関間の連携・協力により複数の消防本部が共同で実施する高機能消防指令センターの整備・改修及び指定避難所におけるWi-Fi等の整備を新たに追加することとしている。

7 地方財政計画の歳出に「重点課題対応分」を2,500億円計上することとし、次の経費について地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 自治体情報システム構造改革推進事業

- ① 自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備、データ移行作業、途中解約等システム移行等に係る経費。
- ② マイナンバーの情報連携が始まる平成29年7月までに行う住民情報の流出防止の徹底やL2WAN接続系とインターネット接続系の分割等所要のセキュリティ対策、自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理等に係る経費。
- ③ マイナンバーの付番等に用いる住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び情報連携に必要となる中間サーバー・団体内統合宛名システムの運用に係る経費。
- ④ 統一的な基準による財務書類等を作成するために必要となる地方公会計システムの整備・運用に係る経費。
- ⑤ デジタル化した消防救急無線のシステム運用に係る経費。

(2) 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進

地域の生活やくらしを守るための組織である地域運営組織の設立や運営に係る経費。

また、高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等の地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組に係る経費。

(3) 森林吸収源対策等の推進

森林整備に必要な基礎情報を記載した林地台帳の整備、森林の所有者の確定

・境界の明確化、林業の担い手対策等の森林整備の実施に必要な地域の主体的な取組に係る経費。

なお、「平成29年度税制改正大綱」（平成28年12月8日自由民主党・公明党決定）において、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援等の施策の具体化を進め、これらの施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ることとされた。

このような趣旨も踏まえ、森林の整備等に関して一定の知識を持つ林業技術者の活用に必要な経費を追加するなどの見直しを行うこととしていることにご留意いただきたい。

8 平成29年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の措置等を講じることとされており、その地方負担（7,108億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 子ども・子育て支援

① 子ども・子育て支援新制度において、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図ること。（3,541億円）

なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

② 児童養護施設等の受入児童数の拡大等の社会的養護の充実を図ること。（208億円）

(2) 医療・介護

① 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を実施すること。（医療分301億円、介護分241億円）

② 地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進などの地域支援事業の充実・強化を図ること。（215億円）

- 9 平成28年度に創設された「地方創生推進交付金」については、対象事業の要件の緩和等制度の改善が図られている。この「地方創生推進交付金」に係る事業の地方負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に地方財政措置を講じることとしている。
- 10 「地域経済好循環推進プロジェクト」については、産学金官（産業界、大学等、地域金融機関、地方公共団体）の連携により、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」の推進に要する経費、バイオマス等の地域資源を活用して地域エネルギー事業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じるとともに、地域への「ヒト・情報」の流れを創出する「チャレンジ・ふるさとワーク」の推進に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 11 連携中枢都市圏構想については、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化を図る取組等を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、地方財政措置を講じることとしている。
- 12 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して、地方財政措置を講じることとしている。
- 13 地方版総合戦略に基づき、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返還を支援するための基金造成を行う場合及び地方公共団体と国公立大学等が「協定」を締結し連携して雇用創出・若者定着にあたる取組を行う場合に、これらに要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

各地方公共団体において、人口減少克服や地方創生に取り組む際には、地方大学の活性化も重要な取組であるので、これらの財政措置を活用し、精力的に取り組んでいただきたい。特に公立大学は、地方公共団体が設置する大学として、率先して地域課題の解決に取り組む役割が期待されており、その活性化に積極的に取り組んでいただきたい。

- 14 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以

下「健全化法」という。)の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。

(1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターを含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。

(2) 「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第14号)による健全化法の一部改正により、公有地信託や第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付金について、平成28年度決算から将来負担比率に算入されることとなったところであり、各地方公共団体においては、自らの財政状況について、より精緻な情報開示を行い、議会や住民に対し説明責任を適切に果たされたいこと。

また、反復・継続的な短期貸付金については、必要な見直しを行うこと。なかでも、出納整理期間の趣旨に反したものについては、特に見直しを図ること。

(3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。

(4) 公営企業については、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、厳しさを増す現下の経営環境の中においても、必要な住民サービスを安定的に継続できるよう努めること。

そのため、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業課長等通知)も踏まえて、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを通じて、効率化・経営健全化の推進に取り組むこと。

(5) 第三セクター及び地方公社については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付け総務大臣通知)等を踏まえ、抜本的改革を含む効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立の推進に取り組むこと。

15 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

- (1) 地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、确实かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと。
- (2) 運用の一形態として、基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。

あわせて、会計年度を越える繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いを确实に行うとともに、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月23日）に基づき作成される貸借対照表等において、具体的な内容を确实に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。

- 16 財政情報の開示については、地方財政の全面的な「見える化」の取組（住民一人当たりコスト（性質別歳出、目的別歳出）、地方公会計の整備により得られる指標等の公表）を踏まえ、各地方公共団体においても引き続き決算の早期開示や財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示に取り組んでいただきたい。また、これらの情報については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」中の「財務書類等活用の手引き」も参考に、財政運営にも一層活用するよう、ご留意いただきたい。
- 17 地方公会計の整備については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総務大臣通知）において、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体において作成して予算編成等に積極的に活用するよう要請しているところであり、「地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書」（平成28年10月21日）の内容も参考に、積極的に取り組んでいただきたい。なお、当該基準による財務書類等の整備等に要する一定の経費について、地方交付税措

置を講じることとしている。

- 18 公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づき、適正な予定価格の設定など発注関係事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。また、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年10月14日付け総務省自治行政局長等通知）等を踏まえ、公共工事の円滑な発注を行う観点から、入札契約手続の効率化、前金払制度の活用及び支払い限度額の見直し等について積極的に取り組んでいただきたい。
- 19 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号）、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）等に基づき、国から地方公共団体へ移譲される事務・権限（直轄道路の事務・権限を含む。）が円滑に執行できるよう、これらの移譲事務・権限の実施に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

また、地方公共団体が行う無料職業紹介について、届出義務等が廃止されたことを踏まえ、地域の実情に応じた創意工夫による無料職業紹介が積極的に行えるよう、無料職業紹介等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

- 20 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、歳出改革の重点分野である社会保障の中でも重要な取組であることから、「医療法」（昭和23年法律第205号）に基づく地域医療構想の実現に向けた取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業（支援）計画の策定を進めるなど、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。その際、次の事項にご留意いただきたい。
- (1) 平成29年度末にその設置期限を迎える介護保険法に基づく介護療養病床等については、「療養病床の在り方等に関する議論の整理」（平成28年12月20日社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会）において、その転換のための選択肢として、新たな施設類型の基本設計が示されており、これを踏まえた所要の法律改正等が予定されていること。

(2) 重症化予防並びに介護の自立支援及び重度化防止の取組等について、国において、地方公共団体による取組の好事例の全国展開を推進することとされていること。

21 国民健康保険制度については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営ができるよう、「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）により、次のとおり国民健康保険への財政支援の拡充を行うこととされていること。

① 平成30年度以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保すること。このため、平成30年度及び平成31年度において、財政安定化基金の一部を活用すること。

② 平成29年度予算においては、都道府県が保険料の激変緩和を目的として市町村に資金を交付するための約300億円及び上記①による活用も念頭に置いた約500億円を別途財政安定化基金の積立てに措置すること。

③ 上記②による積立分を除く財政安定化基金については、平成29年度はこれまでの積立分と合わせて1,700億円規模を確保し、平成32年度末までに、新制度の運営状況を踏まえながら、速やかに必要な積増しを行い、2,000億円規模を確保すること。

あわせて、現在、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議等において、制度や運用の詳細について検討が進められているところであり、その動向も注視しながら、新制度への円滑な移行に向けて遺漏のないようにされたいこと。

また、子ども医療費助成について、全ての市町村が未就学児までは何らかの措置を実施している実態等を踏まえ、一億総活躍社会の実現に向け、地方公共団体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする助成については、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を行わないこととされていること。

(2) 平成29年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講じ

ることとしていること。

① 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進、地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,593億円）について、地方交付税措置を講じることとしていること。

② 以下の制度に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

ア 保険料軽減制度（4,592億円（都道府県3/4、市町村1/4））

イ 保険者支援制度（2,629億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

ウ 高額医療費共同事業（3,389億円（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2））

エ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））

22 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 保険料軽減制度（2,883億円（都道府県3/4、市町村1/4））

(2) 高額医療費負担金（3,094億円（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2））

(3) 財政安定化基金（189億円（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3））

また、保険料軽減特例措置については、「今後の社会保障改革の実施について」により、低所得者の所得割（現行5割軽減）について、平成29年4月に2割軽減とし、平成30年4月に軽減特例措置を廃止するとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割（現行9割軽減）について、平成29年4月に7割軽減、平成30年4月に5割軽減とし、平成31年4月に軽減特例措置を廃止することとされている。

23 「学校図書館図書整備等5か年計画」（平成29年度～平成33年度）が策定されたことに伴い、同計画に基づく学校図書館の図書整備、学校図書館への新聞

配備及び学校司書の配置に必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

24 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要となっていることを踏まえ、次のとおり支援措置を講じることとしている。

(1) 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）及び「消防団への加入促進に向けた取組について」（平成28年10月11日付け消防庁次長通知）を踏まえ、消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬・出動手当の支給、装備の充実など消防団を中核とした地域防災力の充実強化にご配慮いただきたいこと。

このため、報酬・出動手当、安全確保装備、活動用資機材、消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備、入団促進及び消防団員の確保に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

また、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 都道府県が行う消防広域化重点地域の指定や広域消防運営計画の作成等に関する協議会への参画、調査研究、広報啓発等に必要な経費及び都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、市町村が行う消防広域化の準備に要する経費、広域化に伴い臨時的に増加する経費のほか、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等及び消防用車両等の整備に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

(3) 複数の消防本部が共同で策定した計画に基づき、当該複数の消防本部が共同で実施する高機能消防指令センターの整備・改修に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

(4) 災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、災害時に災害対策の拠点となる庁舎や指定避難所をはじめとした公共施設等の耐震化に要する経費について緊急防災・減災事業債の対象とすることとしており、耐震化を目的とする消防署所等の全部改築に要する経費についても対象としていること。

また、地域防災計画の見直し、非常用物資の購入、広域的な防災体制の充実及び避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- (5) 熊本地震等の災害を教訓として、避難所の環境整備や被害情報等の一元的な把握を図るため、指定避難所における空調設備及びW i - F i 等、被災者関連機能等を有する防災情報システム並びに災害時オペレーションシステムの整備に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

また、避難指示・避難勧告等、住民への災害情報の伝達手段の整備を図るため、防災行政無線の戸別受信機の配備に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- (6) 東日本大震災を教訓として、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた機能強化を図るため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）第50条の規定により市町村が無償で使用している国有の消防用車両及び資機材の維持管理に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- (7) 地震や水害等の重大な自然災害が発生した際に、住民に緊急情報を迅速かつ確実に提供するため、J - A L E R T の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化（J - A L E R T と連携する情報伝達手段の追加）に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

25 市町村合併、地域情報化推進事業、地方への移住・交流の推進、地域おこし協力隊、中小企業金融対策、消費者行政費、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、新型インフルエンザ対策、肝炎対策、がん検診、地域医療提供体制の確保、教育教材の整備、教育情報化の推進、地域の人材力活性化等については、引き続き、地方財政措置を講じることとしているが、特に、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) ラグビーワールドカップ2019に向け、開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体が行う、公認キャンプの受入や住民と選手との交流等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。また、開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体であって、かつ、公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体が、ラグビーワールドカップ2019の試合や公認キャン

プで活用する既存のスポーツ施設を国際基準に適合させるために必要不可欠な改修事業について、地域活性化事業債の対象とすることとしていること。

(2) 地域医療提供体制の確保については、医師確保対策として都道府県が実施する医学部生に対する奨学金貸与事業等や、ドクターヘリ及びへき地巡回診療ヘリの運航に係る国庫補助事業の地方負担について、特別交付税措置を講じることとしていること。

26 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成28年法律第33号）の施行に伴い「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（仮称）」（50億円）が創設されたところであるが、これに係る事業の地方負担について、特別交付税措置を講じることとしている。

27 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、地方財政法及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、平成29年度の地方財政計画上の取扱いについては、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

28 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として厳しい経営状況にある。

各施行団体にあつては、施設改善やファンサービスの充実など公営競技の魅力の向上による売上増加策の実施、開催経費の削減等による経営合理化の徹底及び必要に応じた今後の事業の在り方に関する検討についてご留意いただきたい。

引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしている。

29 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であつて良好な公共サービスを実現するため、「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様なPPP/PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたい。

なお、「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について（平成27年12月17日付け内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、総務省大臣官房地域力創造審議官通知）を通知したところであり、これを踏まえて、引き続き適切に対応いただきたい。

30 東日本大震災の被災団体等が地域の実情に応じて自ら実施するメンタルヘルス対策については、「東日本大震災に関連するメンタルヘルス対策5か年事業」（平成28年度～平成32年度）に該当する経費に対して、次のとおり地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 東日本大震災の被災団体等の職員及び東日本大震災の被災団体等に現に派遣されている職員に係る経費について、震災復興特別交付税を措置することとしていること。

(2) 東日本大震災の被災団体等に派遣され、当該派遣が終了し所属団体の職務に復帰した職員に係る経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

31 地方消費税の清算基準について、以下のとおり見直しを行い、平成29年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしている。

(1) 消費に相当する額の75%のウェイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、小売年間販売額について、商業統計の「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額から、「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」による「年間商品販売額」の欄の額を除外した額とすること。

(2) 消費に相当する額の25%のウェイトを占める人口及び従業者数について、その割合を3：2から7：3に変更すること。

32 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）に基づく地方消費税の引上げに関して次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが地方税法上明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に

基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。

平成27年度決算は、消費税率（国・地方）8%段階における地方消費税収が平年度化する初年度の決算であることから、この決算以降の各決算及び平成29年度以降の各年度の予算については、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化を確実にいき、継続的に住民への説明責任を果たしていただきたいこと。

なお、引き続き、決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。

(2) 地方消費税率の引上げに関する広報等

消費税率（国・地方）の引上げ等の社会保障と税の一体改革については、その意義や必要性、10%への引上げ及び軽減税率制度の導入の時期の変更とそれに伴う対応などについて、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。また、消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、その円滑な転嫁が図られることが重要であり、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について引き続き積極的に取り組んでいただく必要があること。

これらの対応については、「平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（平成29年1月23日付け総務省自治税務局事務連絡）を踏まえ、引き続き適切に取り組んでいただきたいこと。

- 33 平成31年10月1日の消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように、政府に必要な体制を整備し、事業者の準備状況等を検証しつつ、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための対応を進めているところであるが、これに関し、各地方公共団体においては、「消費税の軽減税率制度の実施に向けた対応について」（平成29年1月23日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、国等と十分に連携を図りつつ、広報・周知、事業者等からの相談への対応、軽減税率制度実施協議会（仮称）の開催や運営への協力など、制度の円滑な導入に向けた各般の施策の実施につき、適切に対応されたい。

第4 通常収支分の歳入歳出

1 歳入

(1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 平成29年度の地方税制改正に伴う地方税の影響額として11億円の減収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを1億円の増収、国の税制改正の影響に伴うものを12億円の減収と見込んでいること。
- ② 平成29年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において、前年度当初見込額に比し3,641億円、0.9%増の39兆663億円（道府県税にあつては0.4%の減、市町村税にあつては2.1%の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割2.4%の増、法人税割5.3%の増、法人事業税3.7%の増、地方消費税5.2%の減、市町村民税のうち所得割2.6%の増、法人税割3.8%の増、固定資産税（交付金を除く。）1.9%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。
- ③ 法人事業税については、平成28年度税制改正において、資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人に係る所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）を拡大し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとしたが、この改正による税収への影響は、平成29年度にほぼ平年度化するものであること。
- ④ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

- ⑤ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

(2) 地方譲与税

地方譲与税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方譲与税の収入見込額は、2兆5,364億円（前年度比1,042億円、4.3%増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,560億円（同18億円、0.7%減）、石油ガス譲与税83億円（同10億円、10.8%減）、航空機燃料譲与税149億円（前年度同額）、自動車重量譲与税2,560億円（同66億円、2.5%減）、特別とん譲与税125億円（前年度同額）及び地方法人特別譲与税1兆9,887億円（同1,136億円、6.1%増）となっていること。
- ② 航空機燃料譲与税については、航空機燃料税の税率を引き下げる措置及び航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を3年延長することとしていること。

(3) 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な1,328億円（前年度比95億円、7.7%増）である。

(4) 地方交付税

平成29年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の22.3%相当額の合計額1兆1,385億円（国税決算当該年度精算額1,455億円並びに平成20年度、平成21年度及び平成28年度補正予算に係る精算額2,355億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額1兆2,958億円（既往法定分等（6,307億円）及び臨時財政対策特例加算（6,651億円）の合計額）を加えた1兆4,343億円であり、前年度当初予算に比し2,765億円、1.8%の増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税の全額

6, 375 億円（地方法人税決算当該年度精算額64 億円を減額した後の額）、交付税特別会計剰余金の活用額3, 400 億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額4, 000 億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額4, 000 億円及び支払利子額820 億円を減額した1兆6, 329 億8 千億円であり、前年度当初予算に比し3, 705 億円、2. 2%の減となっている（別添資料第6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

① 普通交付税

ア 基準財政需要額

（ア）地方財政計画に計上することとしている「「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善の事業費」に対応し、その地方負担（961 億円）を普通交付税において算定することとしていること。

（イ）「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4, 000 億円程度、うち100 億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6, 000 億円程度）において措置することとしていること。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1, 000 億円シフトすることとしており、平成29年度は「取組の必要度」に応じて4, 670 億円程度（道府県分1, 560 億円程度、市町村分3, 110 億円程度）、「取組の成果」に応じて1, 330 億円程度（道府県分440 億円程度、市町村分890 億円程度）を算定することとしていること。

また、「地域の元気創造事業費」の算定においては、平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1, 000 億円シフトすることとしており、平成29年度

は「行革努力分」として2,670億円程度（道府県分670億円程度、市町村分2,000億円程度）、「地域経済活性化分」として1,230億円程度（道府県分310億円程度、市町村分920億円程度）を算定することとしていること。

これらの算定に当たっては、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしていること。

(ウ) 地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」に対応し、臨時費目「地域経済・雇用対策費」により1,300億円程度（道府県分570億円程度、市町村分730億円程度）、既存費目の単位費用への算入により、650億円程度（道府県分330億円程度、市町村分320億円程度）を算定することとしていること。

(エ) 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に対応し、事務の移譲に伴う標準的な経費を指定都市の基準財政需要額に全額算入することとしていること。

(オ) 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成27年度又は平成28年度に見直しを行った事項については、引き続き段階的に交付税の算定に反映することとしていること。

また、平成26年度に創設した支所に要する経費に係る補正について、旧市町村地域における交通手段確保、景観保全、荒廃防止等に要する経費を増額することによる補正の拡充、その他の教育費において学校給食経費に係る人口密度に応じた補正の新設並びに都市計画費、その他の土木費及び農業行政費において単位費用の見直しを行うこととし、平成29年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映することとしていること。

さらに、平成30年度も、引き続き見直しを行うこととしていること。

(カ) 福祉事務所設置町村における生活保護の実施や児童扶養手当の支給等の経費については、これまで特別交付税において算定を行ってきたところであるが、平成29年度から普通交付税において算定することとしていること。

(キ) 基準財政需要額の増減は、県費負担教職員の給与負担事務の移譲、測定単位や密度補正等の基礎数値の伸び、公債費又は事業費補正の伸び等により各地方公共団体ごとにかかなりの差が生じるものと見込まれること。

イ 基準財政収入額

(ア) 一般的に、道府県分にあつては法人事業税及び地方法人特別譲与税の増、地方消費税の減が見込まれ、市町村分にあつては市町村民税所得割及び固定資産税の増、地方消費税交付金の減が見込まれること。

(イ) 基準財政収入額の見積りに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

特に、地方消費税交付金については、清算基準の見直し及び統計数値（国勢調査人口）の更新に対応し、平成29年度に限り、当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額を算定の基礎とすることとしていること。また、地方法人特別譲与税についても、統計数値（国勢調査人口）の更新に対応し、平成29年度に限り、当該年度の地方法人特別譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額を算定の基礎とすることとしていること。

(ウ) 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の税源移譲による影響額については、基準財政収入額に100%算入することとしていること。具体的には、平成30年度から当分の間、指定都市を包括する道府県の所得割に係る基準財政収入額の算定においては、税源移譲前の算定方法による基準財政収入額から今回の税源移譲による影響額の全額を控除することとし、指定都市の所得割に係る基準財政収入額の算定においては、税源移譲前の算定方法による基準財政収入額に今回の税源移譲による影響額の全額を加算することとしていること。また、平成30年度に税率が変更されるまでの経過措置として道府県から指定都市に交付される道府県民税所得割臨時交付金（仮称）については、交付見込額の全額を道府県の基準財政収入額から

控除するとともに、収入見込額の全額を指定都市の基準財政収入額に加算するものであること。なお、退職所得の分離課税に係る所得割の税率を当分の間据え置くことに伴い道府県から指定都市に交付される分離課税所得割交付金（仮称）については、当分の間、交付見込額の全額を道府県の基準財政収入額から控除するとともに、収入見込額の全額を指定都市の基準財政収入額に加算するものであること。

これらの見直しに対応し、地方特例交付金の算定方法について所要の見直しを行うこととしていること。

(エ) 法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には、減収補填債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(オ) 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う減収見込額については、その75%を加算することとしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成28年度に比し個別算定経費（地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、公債費及び事業費補正を除く。）にあつては、道府県分は±0.0%程度、市町村分は0.5%程度の増、包括算定経費にあつては、道府県分5.0%程度の減、市町村分4.0%程度の減と見込まれること。

ただし、指定都市を包括する道府県及び指定都市においては、さらに県費負担教職員の給与負担事務の移譲の影響による増減が見込まれること。

エ 臨時財政対策債の発行可能額の配分方式については、引き続き全て財源不足額を基礎として算出する方式とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

② 特別交付税

ア 平成29年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、平成28年度当初予算に比し2.2%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成28年度において、災害対策等年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあつては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

イ 特別交付税の算定に当たっては、特定財源の控除漏れがないか、普通交付税、他の特別交付税の算定項目、震災復興特別交付税及び過疎対策事業債との二重計上がないか等について十分点検いただくほか、このような二重計上等がないよう特別交付税算定担当者間で情報共有を図るなど適切な事務の執行に努めていただきたいこと。

(5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した額を把握することは困難であるが、社会保障の充実分を含む社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上2.5%程度の増になるものと見込まれる。

また、平成29年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もっていただきたい。

(6) 地方債

平成28年12月22日に公表した平成29年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第8）は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策の強化及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとしている。

その総額は1兆6,257億円（前年度比4,175億円、3.7%増）を見込んでいる。

このうち、普通会計分は9兆1,907億円（同3,300億円、3.7%増）、公営企業会計等分は2兆4,350億円（同875億円、3.7%増）

を見込んでいる。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

① 地方公共団体が、公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、対象事業として、公共施設等の集約化・複合化に係る公共施設最適化事業並びに転用及び除却に係る事業に、長寿命化、コンパクトシティの推進及び災害時の市町村役場の中核機能の確保に係る事業を加え、新たに「公共施設等適正管理推進事業債（仮称）」として、3,150億円を見込んでいること。

② 過疎対策事業債については、公共施設の適正管理を推進するため充実することとし、4,500億円（前年度比300億円、7.1%増）を見込んでいること。

辺地対策事業債についても、公共施設の適正管理を推進するため475億円（前年度比10億円、2.2%増）を見込んでいること。

③ 地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債については、対象事業を拡充した上で、5,000億円（前年度同額）を見込んでいること。

④ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合を確保するとともに、市町村（指定都市を除く。）の臨時財政対策債に対しては、原則として全額公的資金を配分することとしていること。

⑤ 満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることを踏まえ、計画的な積立てを行われたいこと。

⑥ 既存施設の補修・改修に係る事業であって、施設の長寿命化や機能強化に資する事業に要する経費については、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることができること。

また、施設の点検・調査等に要する経費については、建設事業の実施に当たり詳細な点検・調査等をしなければ工事方法の決定ができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることができること。

(7) 使用料・手数料

使用料・手数料については、最近における実績等を勘案し、1兆6,184億円（前年度比53億円、0.4%減）になるものと見込んでいる。

2 歳出

(1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、2,900人の純減としていること。

ア 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う2,829人の減員に対して、868人の改善増を見込むことにより、全体として1,961人の減員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学校等の教職員については、児童生徒数の減少等に伴い、2,271人の減員を見込んでいること。

イ 一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員）については、地方財政計画上、348人の増員としていること。

ウ 警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、986人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、2人の減員を見込んでいること。

- ② 地方財政計画上の退職手当については、前年度に比し5.7%程度減の1兆6,500億円程度計上することとしていること。

- ③ 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第9のとおり改定される予定であること。

- ④ 平成29年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしていること。

- ⑤ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成28年10月14日閣議決定）に基づき国家公務員における給与制度の総合的見直しを踏まえた見直しを引き続き推進するよう要請したところであり、地方財政計画上の給料単価等については、地方公共団体において、国家公務員における給与制度

の総合的見直しと同様の見直しを実施するものとして見込んでいること。

- ⑥ 地方公務員災害補償基金負担金については、別添資料第10のとおり改定される予定であること。

(2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 一般行政経費（単独）については、社会保障の充実分等を計上するとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出389億円を減じ、1兆183億円（前年度比191億円、0.1%減）を計上することとしていること。上記389億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。
- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,592億円、都道府県調整交付金6,593億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,883億円を合算した1兆5,068億円（前年度比15億円、0.1%増）を計上することとしていること。
- ③ 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。
- また、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助について、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。
- なお、私立専修学校高等課程における経済的理由により就学困難な生徒の経済的負担軽減のための授業料軽減費について、都道府県が補助する際の経費に対し、地方交付税措置を講じることとしていること。
- ④ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成29年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,200億円（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうようあらかじめ

め財源を留保しておくこと。

(3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 国の公共事業関係費は前年度比0.0%増とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金について、5,600億円程度（前年度比約1.5%減）、補助事業費について、5兆1,700億円程度（前年度比約0.6%減）となる見込みであること。また、直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、前年度に比し約0.7%の減となる見込みであること。
- ② 地方単独事業費については、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の「公共施設等最適化事業費」について、長寿命化対策等を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費（仮称）」として3,500億円計上することとしていること。また、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」について、対象事業を拡充した上で、5,000億円（前年度同額）確保することとしていること。これらを含め、全体で前年度に比し3.6%増の5兆6,297億円を計上することとしていること。

(4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還金が引き続き増加するものの、その他の地方債の元利償還金の減少を踏まえ、全体として、地方財政計画上前年度に比し1.7%程度の減を見込むこととしている。

(5) 維持補修費

維持補修費については、最近における実績等を勘案するとともに、「公共施設等適正管理推進事業（仮称）」の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費として300億円を充実し、全体として、地方財政計画上前年度に比し3.5%程度の増を見込むこととしている。

(6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、地方公営企業法等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の

経営基盤の強化を図るとともに、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

第5 東日本大震災分の歳入歳出

1 復旧・復興事業

(1) 歳入

① 震災復興特別交付税

ア 復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置する震災復興特別交付税については、4,503億円（平成28年度震災復興特別交付税に係る年度調整分1,039億円を含む。）を計上することとしている。

イ 震災復興特別交付税の算定に当たっては、「震災復興特別交付税の適正な算定について」（平成27年9月7日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）を踏まえ、震災復興特別交付税の精算が適切になされているか十分点検いただくとともに、算定対象とならない経費や過去に計上した経費を含めて基礎数値を回答することがないよう、震災復興特別交付税の担当者だけでなく、事業の担当者等も回答内容を確認するなど適切な事務の執行に努めていただきたい。

ウ 震災復興特別交付税の精算については、過年度に過大又は過少に交付された額を新規算定額から減額又は加算するとともに、新規算定額から減額できない額については、返還する必要があることにご留意いただきたい。

② 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として77億円計上することとしている。

③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費8,100億円程度を見込んでいる。

④ 地方債

平成29年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第11）において

は、復旧・復興事業として、措置対象外地方負担額に充てるための地方債を含め総額188億円を見込んでおり、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は161億円、公営企業会計等分は27億円を見込んでいる。

(2) 歳出

① 直轄事業負担金及び補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る直轄事業負担金及び補助事業費1兆1,400億円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

地方単独事業費については、842億円を計上することとしており、その内訳は以下のとおりである。

ア 単独災害復旧事業に係る経費（374億円）

イ 地方自治法に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に係る経費等（468億円）

③ 地方税等の減収分見合い歳出

地方税法等に基づく特例措置分155億円、条例減免分78億円、復興特区法等に基づく特例措置分156億円を合算した389億円を計上することとしている。地方税等の減収分見合い歳出389億円については、通常収支分の歳出であるが、上記地方税等の減収分は震災復興特別交付税で補填されるものであることから、東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものである。

2 全国防災事業

(1) 歳入

① 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による収入見込額として721億円を計上することとしている。

② 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として225億円を計上することとしている。

(2) 歳出

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費に係る公債費を947億円計上することとしている。

第6 地方公営企業

1 人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など地方公営企業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討並びに経営戦略の策定を推進するとともに、これらについてより的確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしているので、各公営企業におかれては、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を踏まえ、各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、その前提として、現在行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であること。

(2) 各公営企業においては、抜本的な改革の検討を行った上で、中長期的な基本計画である経営戦略を早期に策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うこと。

経営戦略の策定に要する経費については、公営企業の経営に精通した人材を活用した経営支援活動に要する経費を含め、地方交付税措置を講じることとしていること。当該措置においては、水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、重点的な支援を講じることとしていること。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置については、経営戦略を策定していることを要件に加えることとしていること。

(3) 抜本的な改革の検討に資するよう、各公営企業における抜本的な改革の取組状況について調査・公表するとともに、優良事例集を公表することとしているので、積極的に活用されたいこと。

(4) 抜本的な改革の推進に当たり、上・下水道事業については、広域化等を推進するとともに、公共施設等運営権制度を含むPPP/PFI手法の導入や民間

委託の拡充など更なる民間活用を推進することとしていること。特に、水道事業の広域化等については、「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」（平成28年2月29日付け総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長通知）を踏まえ、各都道府県における広域化等の検討体制を活用し、できる限り平成30年度までを目途に検討を行うこと。また、下水道事業の広域化等については、関係省庁が推進している持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直し状況も踏まえつつ、検討を行うこと。

なお、広域化等や民間活用の検討に時間を要する場合は、その必要性や基本的な方向性を明記した経営戦略を策定し、その後、具体的な内容が取りまとめられた段階で改めて経営戦略に追加、反映するなどの段階的な対応も考えられること。

(5) 抜本的な改革の推進に当たり、病院事業については、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ、病院事業を設置する地方公共団体において策定した新公立病院改革プランに基づき、地域医療構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の着実な実施に取り組むこと。

(6) 「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、平成31年度までの集中取組期間において、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として公営企業会計への移行に適切に取り組むこと。なお、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

また、平成27年度から上・下水道事業について公表している経営比較分析表について、公表分野を拡大するなど、公営企業の「見える化」を推進していくこととしているので、抜本的な改革の検討及び経営戦略の策定に積極的に活用されたいこと。

2 公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。
- (2) 水道事業については、簡易水道事業の統合推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。また、統合後の上水道事業における経営基盤の強化等を図るため、国庫補助（簡易水道再編推進事業）の対象となった統合後に実施する建設改良事業について、過疎団体等に対する措置を拡充して引き続き地方財政措置を講じることとしていること。
- (3) 病院事業については再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じることとしていること。

平成 29 年度予算編成の基本方針

平成 28 年 11 月 29 日
閣 議 決 定

1. 基本的考え方

- ① 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成 27 年 10 月からはアベノミクスの第 2 ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」（戦後最大の名目 GDP 600 兆円、希望出生率 1.8、介護離職ゼロ）を打ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。
- ② これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDP は名目、実質ともに増加しており、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は着実に改善し、経済の好循環が生まれている。
- ③ 他方、経済の先行きについては、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、生まれはじめた好循環を腰折れさせることのないように、施策を実施していく必要がある。
- ④ 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600 兆円経済の実現と平成 32 年度（2020 年度）の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

- ⑤ 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。

第一の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第二の矢である「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

- ⑥ 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。

- ⑦ 我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議。以下「改革工程表」という。）に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していく。

2. 予算編成についての考え方

- ① 平成29年度予算編成に向けては、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に

沿って、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

- ② 一億総活躍社会は、実現段階に入る。誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創り上げるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、その取組を加速する。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進める。

- ③ 平成 29 年度予算は、「経済・財政再生計画」の 2 年目に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- ④ 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、ワイズスペンディングの考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という 3 つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、「見える化」の徹底・拡大に取り組む。また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

平成 29 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

〔平成 28 年 12 月 20 日
閣 議 了 解〕

1. 平成 28 年度の経済動向及び平成 29 年度の経済見通し

(1) 平成 28 年度及び平成 29 年度の主要経済指標

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績見込み)	平成29年度 (見通し)	対前年度比増減率								
				平成27年度		平成28年度		平成29年度				
				兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	
国内総生産	532.2	540.2	553.5	2.8	1.3	1.5	1.3	2.5	1.5			
民間最終消費支出	299.9	301.0	305.8	0.5	0.5	0.4	0.7	1.6	0.8			
民間住宅	15.9	16.7	17.0	2.7	2.7	5.1	5.4	1.7	0.1			
民間企業設備	81.2	82.3	86.3	1.1	0.6	1.3	2.1	4.8	3.4			
民間在庫品増加 ()内は寄与度	2.4	1.6	1.8	(0.3)	(0.4)	(▲0.2)	(▲0.2)	(0.1)	(0.0)			
財貨・サービスの輸出	91.7	85.9	91.0	▲0.7	0.8	▲6.3	0.8	5.9	3.2			
(控除)財貨・サービスの輸入	91.6	81.3	85.7	▲9.2	▲0.2	▲11.3	▲1.2	5.3	2.6			
内需寄与度				1.1	1.1	0.7	1.0	2.3	1.4			
民間寄与度				0.8	0.8	0.4	0.7	1.7	1.0			
公需寄与度				0.3	0.3	0.2	0.3	0.6	0.4			
外需寄与度				1.7	0.2	0.9	0.3	0.1	0.1			
国民総所得	552.1	558.8	573.6	2.8	2.7	1.2	1.5	2.7	1.7			
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度				
労働力人口	6,605	6,654	6,669	0.2		0.7		0.2				
就業者数	6,388	6,449	6,477	0.4		1.0		0.4				
雇用者数	5,662	5,732	5,777	1.0		1.2		0.8				
完全失業率	%	%程度	%程度									
	3.3	3.1	2.9									
生産	%	%程度	%程度									
鉱工業生産指数・増減率	▲1.0	1.0	2.7									
物価	%	%程度	%程度									
国内企業物価指数・変化率	▲3.3	▲2.0	2.0									
消費者物価指数・変化率	0.2	0.0	1.1									
GDPデフレーター・変化率	1.4	0.2	0.9									
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度				
貿易・サービス収支	▲0.6	4.2	5.1									
貿易収支	0.5	5.6	6.1									
輸出	73.1	68.2	72.4							▲3.3	▲6.7	6.1
輸入	72.6	62.7	66.4							▲11.7	▲13.7	5.9
経常収支	18.0	20.2	23.6									
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度									
	3.4	3.7	4.3									

(注) 消費者物価指数は総合である。

(2) 平成 28 年度の経済動向

平成 28 年度の我が国経済をみると、アベノミクスを取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっている。

政府は、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、「未来への投資を実現する経済対策」(以下「経済対策」という。)¹を取りまとめた。雇用・所得環境が改善する中、経済対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれる。

物価の動向をみると、これまでの原油価格の下落の影響等により前年比で伸びが低下している。

この結果、平成 28 年度の実質国内総生産(実質 GDP)成長率は 1.3%程度、名目国内総生産(名目 GDP)成長率は 1.5%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は 0.0%程度になると見込まれる。

(3) 平成 29 年度の経済見通し

平成 29 年度の我が国経済は、「経済対策」など、「2. 平成 29 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成 29 年度の実質 GDP 成長率は 1.5%程度、名目 GDP 成長率は 2.5%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は 1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

① 実質国内総生産(実質 GDP)

(i) 民間最終消費支出

雇用・所得環境の改善により、緩やかに増加する(対前年度比 0.8%程度の増)。

¹ 平成 28 年 8 月 2 日閣議決定

(ii) 民間住宅投資

雇用・所得環境が改善する中で、緩和的な金融環境に支えられ、おおむね横ばいで推移する（対前年度比 0.1%程度の増）。

(iii) 民間企業設備投資

生産の増加や企業収益の改善等により、引き続き増加する（対前年度比 3.4%程度の増）。

(iv) 公需

経済対策の円滑かつ着実な実施と社会保障関係費等の増加により増加する（実質経済成長率に対する公需の寄与度 0.4%程度）。

(v) 外需

世界経済が緩やかに回復していくことから増加する（実質経済成長率に対する外需の寄与度 0.1%程度）。

②実質国民総所得（実質GNI）

海外からの所得の増加により、実質国民総所得（実質GNI）は実質GDP成長率を上回る伸びとなる（対前年度比 1.7%程度の増）。

③労働・雇用

雇用環境が改善する中で、女性や高齢者等を中心とした労働参加の拡大もあり、雇用者数は緩やかに増加する（対前年度比 0.8%程度の増）。完全失業率はやや低下する（2.9%程度）。

④鉱工業生産

輸出や国内需要の増加等から増加する（対前年度比 2.7%程度の増）。

⑤物価

消費者物価（総合）上昇率は景気回復による需給の引き締まりにより、1.1%程度となる。こうした中でGDPデフレーターは引き続き上昇する（対前年度比 0.9%程度の上昇）。

⑥国際収支

世界経済の緩やかな回復を背景とした輸出の増加や、海外からの所得の増加等により、貿易収支、経常収支の黒字は増加する（経常収支対名目GDP比 4.3%程度）。

(注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 平成29年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 世界GDP（日本を除く。）、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成27年度 (実績)	平成28年度	平成29年度
世界GDP（日本を除く。）の 実質成長率（%）	2.8	2.9	3.2
円相場（円／ドル）	120.1	107.5	111.5
原油輸入価格（ドル／バレル）	49.4	45.9	48.2

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成28年11月10日～12月9日の期間の平均値（111.5円／ドル）で同年12月12日以後一定と想定。
3. 原油輸入価格は、平成28年11月10日～12月9日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値（48.2ドル／バレル）で同年12月12日以後一定と想定。

(注3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

2. 平成 29 年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、名目 GDP 600 兆円経済の実現と平成 32 年度(2020 年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

「経済対策」の円滑かつ着実な実施により、内需を下支えするとともに、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につなげていく。

一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を実施する。「戦後最大の名目 GDP 600 兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。また、未来への投資の拡大に向けた成長戦略を推進するため、「日本再興戦略 2016」²を着実に実施する。「希望出生率 1.8」及び「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

財政健全化については、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」³に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生計画改革工程表」に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していく。平成 29 年度は、「経済・財政再生計画」の 2 年目に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。

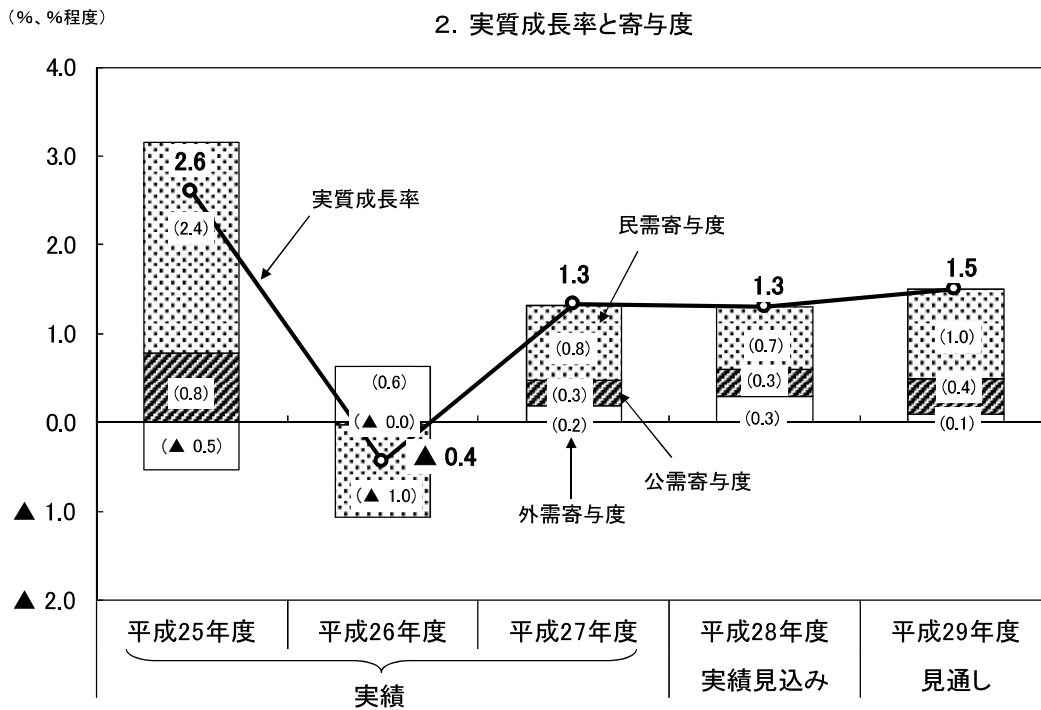
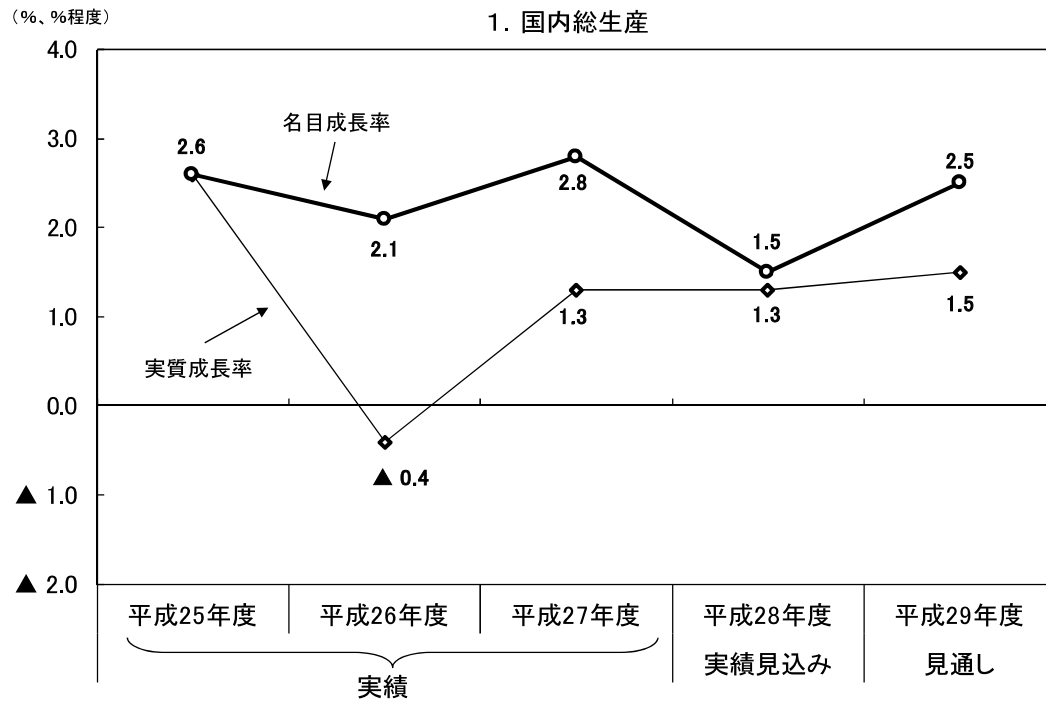
日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

² 平成 28 年 6 月 2 日閣議決定

³ 平成 27 年 6 月 30 日閣議決定

(参考)

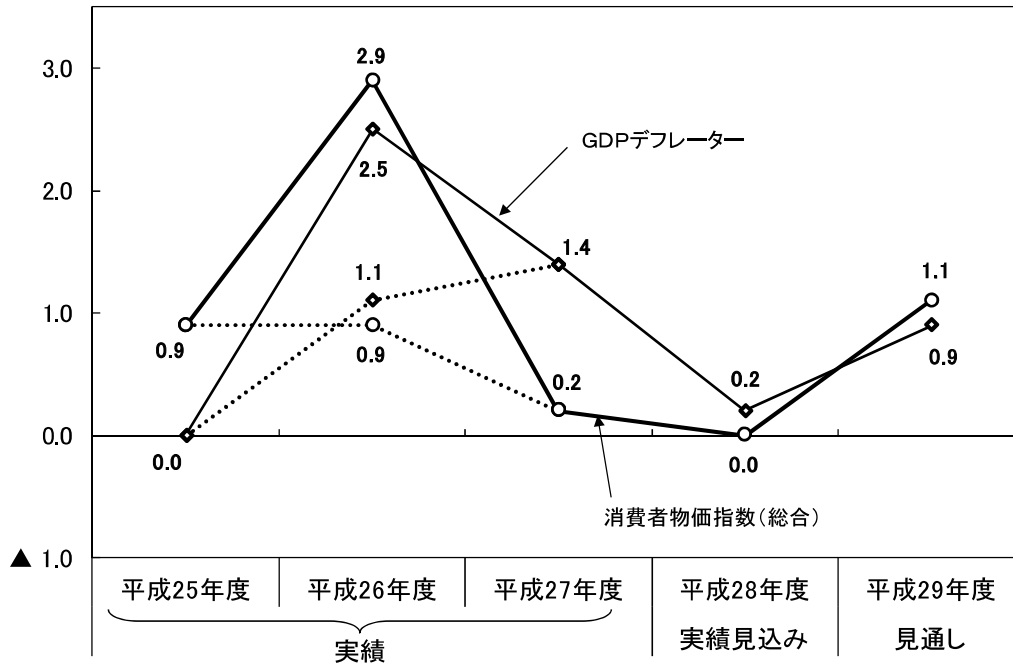
主な経済指標



※ 民需、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。()内は寄与度。

(%、%程度)

3. 物価関係指数の変化率

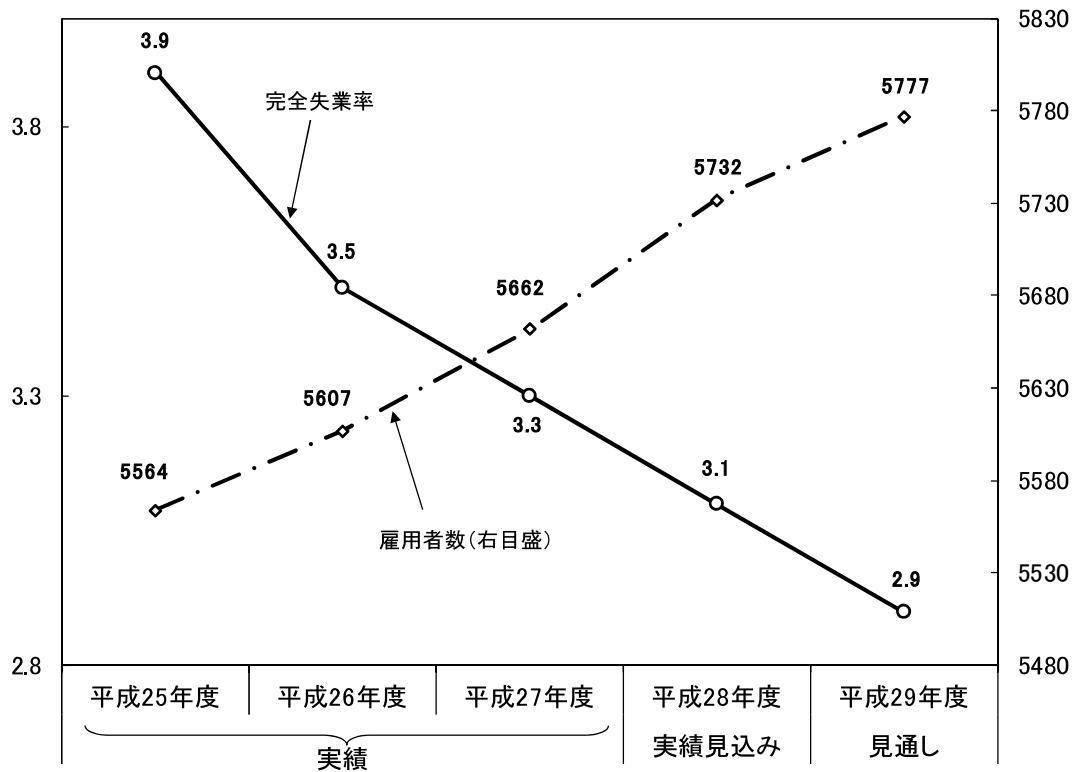


※ 平成26年度の点線は消費税率上げの影響を機械的に除いて試算した場合。

4. 完全失業率と雇用者数

(%、%程度)

(万人、万人程度)



資料3

平成29年度一般会計歳入歳出概算

平成28年12月22日
(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	平成29年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
歳 入				%
1. 租 税 及 印 紙 収 入	576,040	577,120	1,080	0.2
2. そ の 他 収 入	46,858	53,729	6,871	14.7
3. 公 債 金	344,320	343,698	△ 622	△ 0.2
(1) 公 債 金	60,500	60,970	470	0.8
(2) 特 例 公 債 金	283,820	282,728	△ 1,092	△ 0.4
合 計	967,218	974,547	7,329	0.8
歳 出				
1. 国 債 費	236,121	235,285	△ 836	△ 0.4
2. 一 般 歳 出	578,286	583,591	5,305	0.9
3. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	152,811	155,671	2,860	1.9
合 計	967,218	974,547	7,329	0.8

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成29年度一般会計歳出概算所管別内訳

(単位 億円)

所 管 別	前年度予算額 (当初) (A)	平成29年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
皇 室 費	61	62	1	1.9
国 会	1,387	1,405	18	1.3
裁 判 所	3,153	3,177	24	0.8
会 計 検 査 院	168	173	4	2.6
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	27,069	28,168	1,099	4.1
警 察 庁	3,277	3,185	△ 92	△ 2.8
総 務 省	159,914	161,772	1,858	1.2
うち地方交付税交付金等	(152,811)	(155,671)	(2,860)	(1.9)
法 務 省	7,420	7,504	84	1.1
外 務 省	7,140	6,926	△ 214	△ 3.0
財 務 省	254,073	253,804	△ 269	△ 0.1
う ち 国 債 費	(236,121)	(235,285)	(△ 836)	(△ 0.4)
文 部 科 学 省	53,216	53,097	△ 119	△ 0.2
厚 生 労 働 省	303,110	306,873	3,763	1.2
農 林 水 産 省	21,392	21,359	△ 33	△ 0.2
経 済 産 業 省	9,386	9,789	402	4.3
国 土 交 通 省	59,178	59,235	57	0.1
環 境 省	3,233	3,267	34	1.1
防 衛 省	50,541	51,251	710	1.4
予 備 費	3,500	3,500	—	—
合 計	967,218	974,547	7,329	0.8

平成29年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成29年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
社会保険関係費	319,738	324,735	4,997	1.6
文教及び科学振興費	53,580	53,567	△ 13	△ 0.0
うち科学技術振興費	(12,930)	(13,045)	(116)	(0.9)
国債費	236,121	235,285	△ 836	△ 0.4
恩給関係費	3,421	2,947	△ 474	△ 13.9
地方交付税交付金等	152,811	155,671	2,860	1.9
防衛関係費	50,541	51,251	710	1.4
公共事業関係費	59,737	59,763	26	0.0
経済協力費	5,161	5,110	△ 51	△ 1.0
中小企業対策費	1,825	1,810	△ 14	△ 0.8
エネルギー対策費	9,308	9,635	327	3.5
食料安定供給関係費	10,282	10,174	△ 108	△ 1.0
その他の事項経費	61,193	61,098	△ 95	△ 0.2
予備費	3,500	3,500	—	—
合 計	967,218	974,547	7,329	0.8

(注) 前年度予算額は、29年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

2. 平成29年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項 目		平成29年度 (見込)	平成28年度	増減率 (見込)
歳 入	震 災 復 興 特 別 交 付 税	4,503 億円	4,802 億円	▲ 6.2 %
	国 庫 支 出 金	約 8,100 億円	12,528 億円	約 ▲ 35.7 %
	地 方 債	161 億円	331 億円	▲ 51.4 %
	一 般 財 源 充 当 分	77 億円	79 億円	▲ 2.5
計		約 12,800 億円	17,799 億円	約 ▲ 27.8 %
歳 出	直 轄 ・ 補 助 事 業 費	約 11,400 億円	16,338 億円	約 ▲ 30.2 %
	地 方 単 独 事 業 費	1,231 億円	1,254 億円	▲ 1.8 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	389 億円	361 億円	7.8 %
	計	約 12,800 億円	17,799 億円	約 ▲ 27.8 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項 目		平成29年度 (見込)	平成28年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	721 億円	720 億円	0.1 %
	一 般 財 源 充 当 分	225 億円	589 億円	▲ 61.8 %
	雑 収 入	1 億円	1 億円	0.0 %
	計	947 億円	1,310 億円	▲ 27.7 %
歳 出	公 債 費	947 億円	1,310 億円	▲ 27.7 %
	計	947 億円	1,310 億円	▲ 27.7 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

平成29年度地方交付税総額算定基礎

(単位:億円、%)

区 分	平成29年度 当初予算額 A	平成28年度			増 減 額		増 減 率		
		当初予算額 B	補正額 C	補 正 後 B + C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所 得 税 (ア)	179,480	179,750	-2,650	177,100	-270	2,380	-0.2	1.3
	法 人 税 (イ)	123,910	122,330	-10,970	111,360	1,580	12,550	1.3	11.3
	酒 税 (ウ)	13,110	13,590	-	13,590	-480	-480	-3.5	-3.5
	消 費 税 (エ)	171,380	171,850	-3,840	168,010	-470	3,370	-0.3	2.0
一 般 会 計	(ア)×33.1%	59,408	59,497	-877	58,620	-89	788	-0.2	1.3
	(イ)×33.1%	41,014	40,491	-3,631	36,860	523	4,154	1.3	11.3
	(ウ)×50%	6,555	6,795	-	6,795	-240	-240	-3.5	-3.5
	(エ)×22.3%	38,218	38,323	-856	37,466	-105	752	-0.3	2.0
	小 計	145,195	145,106	-5,365	139,741	89	5,453	0.1	3.9
	過年度精算分(27年度分)	-1,455	-	-	-	-1,455	-1,455	皆増	皆増
	20年度補正予算における臨時財政対策 債振替加算相当額の減額分	-827	-827	-	-827	0	0	0.0	0.0
	21年度補正予算における臨時財政対策 債振替加算相当額の減額分	-984	-984	-	-984	0	0	0.0	0.0
	28年度補正予算における臨時財政対策 債振替加算相当額の減額分	-544	-	-	-	-544	-544	皆増	皆増
	小 計(法定率分等)	141,385	143,295	-5,365	137,930	-1,909	3,455	-1.3	2.5
	既往法定加算等	6,307	5,536	-	5,536	771	771	13.9	13.9
	臨時財政対策特例加算額	6,651	2,747	2,718	5,465	3,904	1,185	142.1	21.7
	臨時財政対策振替加算額	-	-	2,718	2,718	-	-2,718	-	皆減
特例加算額	-	-	510	510	-	-510	-	皆減	
計 (一般会計繰入れ)	154,343	151,578	582	152,160	2,765	2,183	1.8	1.4	
特 別 会 計	地方法人税法定率分	6,439	6,365	-72	6,293	74	146	1.2	2.3
	地方法人税過年度精算分(27年度分)	-64	-	-	-	-64	-64	皆増	皆増
	返 還 金	-	0	-	0	-0	-0	皆減	皆減
	特別会計借入金償還額	-4,000	-4,000	-	-4,000	0	0	0.0	0.0
	特別会計借入金利子充当分	-820	-1,584	-	-1,584	764	764	-48.2	-48.2
	特別会計剰余金の活用	3,400	-	-	-	3,400	3,400	皆増	皆増
	地方公共団体金融機構の公庫債権金 利変動準備金の活用	4,000	2,000	-	2,000	2,000	2,000	100.0	100.0
	前年度からの繰越金	-	12,644	-	12,644	-12,644	-12,644	皆減	皆減
計	163,298	167,003	510	167,513	-3,705	-4,215	-2.2	-2.5	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

平成29年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交 付 金 名	29年度	28年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	621.0	642.4	△ 21.4	△ 3.3
国有提供施設等所在市町村助成交付金	283.4	283.4	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	72.0	72.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,195.7	1,258.2	△ 62.5	△ 5.0
特定防衛施設周辺整備調整交付金	344.2	360.2	△ 16.0	△ 4.4
石油貯蔵施設立地対策等交付金	54.5	54.5	0.0	0.0

平成29年度地方債計画

(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	平成29年度 計画額 (A)	平成28年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,443	16,601	△ 158	△ 1.0
2 公営住宅建設事業	1,130	1,141	△ 11	△ 1.0
3 災害復旧事業	873	711	162	22.8
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,395	△ 4	△ 0.1
(1) 学校教育施設等	1,245	1,248	△ 3	△ 0.2
(2) 社会福祉施設	383	381	2	0.5
(3) 一般廃棄物処理	656	657	△ 1	△ 0.2
(4) 一般補助施設等	567	569	△ 2	△ 0.4
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	21,927	21,474	453	2.1
(1) 一般	2,795	4,362	△ 1,567	△ 35.9
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	3,150	1,130	2,020	178.8
6 辺地及び過疎対策事業	4,975	4,665	310	6.6
(1) 辺地対策	475	465	10	2.2
(2) 過疎対策	4,500	4,200	300	7.1
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	49,884	49,132	752	1.5
二 公営企業債				
1 水道事業	5,043	4,473	570	12.7
2 工業用水道事業	247	222	25	11.3
3 交通事業	1,611	1,654	△ 43	△ 2.6
4 電気事業・ガス事業	202	178	24	13.5
5 港湾整備事業	509	461	48	10.4
6 病院事業・介護サービス事業	4,614	4,434	180	4.1
7 市場事業・と畜場事業	235	458	△ 223	△ 48.7
8 地域開発事業	622	699	△ 77	△ 11.0
9 下水道事業	11,904	11,597	307	2.6
10 観光その他事業	134	94	40	42.6
計	25,121	24,270	851	3.5
合 計	75,005	73,402	1,603	2.2

(単位：億円、%)

項 目		平成29年度 計画額 (A)	平成28年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債		40,452	37,880	2,572	6.8
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		(266)	(302)	(△ 36)	(△ 11.9)
総 計		(266)	(302)	(△ 36)	(△ 11.9)
		116,257	112,082	4,175	3.7
内 訳	普通会計分	91,907	88,607	3,300	3.7
	公営企業会計等分	24,350	23,475	875	3.7
資金区分					
公 的 資 金		46,609	46,115	494	1.1
財 政 融 資 資 金		28,545	28,076	469	1.7
地方公共団体金融機構資金		18,064	18,039	25	0.1
(国の予算等貸付金)		(266)	(302)	(△ 36)	(△ 11.9)
民 間 等 資 金		69,648	65,967	3,681	5.6
市 場 公 募		38,200	36,900	1,300	3.5
銀 行 等 引 受		31,448	29,067	2,381	8.2

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として95億円を計上している。
- 2 公共施設等適正管理の平成28年度計画額は、公共施設最適化に係る額である。
- 3 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

資料9

平成29年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

【地方公務員共済組合】

区 分		都道府県 一般職	公立学校		警 察		市町村 一般職
			義 務 教育職	その他 教育職	警察官	事務職	
長期	給料	125.9070%	111.8887%		138.3079%		124.5062%
	期末手当等	96.8049%					
	公経済	37.7%					
追 加 費 用		60.2%	66.1%	37.3%	47.9%	42.6%	28.8%
短期	給料	65.93%	58.77%		62.80%		70.24%
	短期+福祉	57.74%	51.48%		53.81%		61.72%
	育休介護手当金	0.12%	0.22%		0.09%		0.08%
	介護納付金	8.07%	7.07%		8.90%		8.18%
	特別財政調整	—	—		—		0.26%
	期末手当等	50.69%	50.84%		43.96%		54.61%
	短期+福祉	44.40%	44.53%		37.67%		47.99%
	育休介護手当金	0.09%	0.19%		0.06%		0.06%
	介護納付金	6.20%	6.12%		6.23%		6.36%
	特別財政調整	—	—		—		0.20%
	事 務 費		240円	240円		240円	

(備考) 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

【地方議会議員共済会】

区 分	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給 付 費	21.2/100	39.7/100	39.7/100
事 務 費	18,293円	11,378円	13,129円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

地方公務員災害補償基金の負担金率

職員の区分	給与の総額に乗ずる割合	
	～平成28年度	平成29年度～
義務教育学校職員	1,000分の0.80	1,000分の0.90
義務教育学校職員 以外の教育職員	1,000分の1.11	1,000分の1.16
警察職員	1,000分の3.14	1,000分の3.16
消防職員	1,000分の2.04	1,000分の2.33
電気・ガス・水道 事業職員	1,000分の1.72	1,000分の1.95
運輸事業職員	1,000分の1.72	1,000分の1.86
清掃事業職員	1,000分の3.45	1,000分の3.43
船員	1,000分の4.81	1,000分の3.77
その他の職員	1,000分の1.14	1,000分の1.09

平成29年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成29年度 計画額 (A)	平成28年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)		増 減 率 (C)/(B)×100	
一般会計債							
	公営住宅建設事業	158	323	△	165	△	51.1
	災害復旧事業	18	18		0		0.0
	一般単独事業	3	8	△	5	△	62.5
公営企業債							
	水道事業	0	1	△	1	△	100.0
	市場事業・と畜場事業	1	4	△	3	△	75.0
	下水道事業	8	22	△	14	△	63.6
被災施設借換債		0	4	△	4	△	100.0
国の予算等貸付金債		(5)	(15)	(△)	(10)	(△)	(66.7)
総 計		(5)	(15)	(△)	(10)	(△)	(66.7)
		188	380	△	192	△	50.5
内 訳	普 通 会 計 分	161	331	△	170	△	51.4
	公 営 企 業 会 計 等 分	27	49	△	22	△	44.9
資 金 区 分	公 的 資 金						
	財 政 融 資 資 金	135	259	△	124	△	47.9
	地方公共団体金融機構資金	53	121	△	68	△	56.2
	(国の予算等貸付金)	(5)	(15)	(△)	(10)	(△)	(66.7)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。